

バーゼル委・クロスボーダー銀行破綻処理グループ報告書の勧告

勧告 1（各国当局の実効的な破綻処理権限）

各国当局は、金融安定の維持、システミック・リスクの最小化、消費者の保護、モラルハザードの制限、市場効率性の向上に役立つような秩序立った破綻処理を実現するため、困難に陥っているすべての種類の金融機関に対処できる適切な手段を有するべきである。このような枠組みは、危機又は破綻処理が金融システムに与える影響を最小化し、またシステミックに重要な機能の継続を促すものである。各国の破綻処理の枠組みを改善する手段には、承継金融機関の設立、資産・負債・業務の他の機関への移転、請求権の処理に向け、適切な場合に適用される権限が含まれる。

勧告 2（金融グループの調和のとれた破綻処理のための枠組み）

各国は、法域において、金融グループ及び金融コングロマリットを構成する法主体の調和のとれた破綻処理を行うための枠組みを設けるべきである。

勧告 3（各国の破綻処理手段の収斂）

各国当局は、複数の法域において活動する金融機関の調和のとれた破綻処理を促進するため、勧告 1 及び 2 で示す方向に、各国の破綻処理手段の収斂を図るべきである。

勧告 4（各国の破綻処理がクロスボーダーでもたらす効果）

クロスボーダーの破綻処理において各国当局間のより良い調整を促すため、各国当局は、危機管理及び破綻処理手続・手段の相互承認を促す手続きを進展させることを検討すべきである。

勧告 5（グループ構造・業務の複雑性・相互関連性の低減）

監督当局は、危機時にグループ構造や個別の機関の処理がどのように行われるのかを理解するため、関連する母国及び現地の破綻処理当局と緊密に協力すべきである。各国当局は、金融機関のグループ構造が複雑すぎるため、秩序立った、かつ費用節減的な破綻処理が行えないと考える場合には、資本規制や他の健全性規制を通じて、効果的な破綻処理を容易にするような組織構造の簡素化を促すための適切な規制上のインセンティブを金融機関に与えることを検討すべきである。

勧告 6（秩序立った破綻処理のための事前計画）

すべてのシステミックに重要なクロスボーダー金融機関及びグループの危機管理計画は、厳しい金融不安又は金融の不安定性に対応し、金融機関及び（又は）グループの構造及び業務の大きさ及び複雑さに応じて、事業の継続を維持し、主要機能の頑健性を促進し、必要な場合には迅速な破綻処理を促す計画であるべきである。そうし

た頑健性及び破綻処理の危機管理計画は、当局による監督の定期的な構成要素であるべきであり、クロスボーダーの依存度、破綻処理される金融機関の法的隔離の影響、当局による介入や破綻処理の権限行使の可能性が考慮されるべきである。

勧告 7（クロスボーダーの協力と情報共有）

クロスボーダー金融機関の実効的な危機管理及び破綻処理には、規制、監督、流動性供給、危機管理、破綻処理について、異なる当局のそれぞれの責任を明確に理解することが必要である。主要な母国・現地当局は、国内法令及び政策と整合的な形で、平時における危機管理計画の策定、またストレス時の危機管理・破綻処理のため、必要な情報の適時の作成と共有を確実に行えるようにする取極めに合意すべきである。

勧告 8（リスク削減メカニズムの強化）

各国は、金融機関の危機や破綻処理時に、システミック・リスクを削減し、重要な金融・市場機能の頑健性を高めるリスク削減手法の利用を促進すべきである。こうしたリスク削減手法には、法的拘束力のあるネットィング合意、担保化、顧客資産の分別管理が含まれる。デリバティブ契約のより一層の標準化、標準化された契約の規制された取引所取引への移行、そのような契約の規制された清算機関を通じた清算・決済、トレード・レポジトリを通じた OTC 契約の報告による透明性の向上、を通じて、リスク削減による追加的な利益が得られるであろう。そのようなリスク削減手法は、破綻処理手段の実効的な実施を妨げるものであってはならない（勧告 9 参照）。

勧告 9（契約関係の移転）

各国の破綻処理当局は、健全な金融機関、承継金融機関又は他の公的機関への特定の金融契約の移転を完了するため、契約上の早期解除条項が即時に発動することを一時的に遅らせる法的権限を有するべきである。契約が移転されない場合には、当局は、契約の解除、ネットィング、差入担保の実行に対する契約上の権利が保持されることを確保すべきである。市場機能の継続性を促進するため、必要な場合には、契約解除条項の発動を短期間遅らせることを許容するような関連法の改正がなされるべきである。こうした権限は、規制された取引所、清算機関及び中心的な市場インフラの安全で秩序立った業務を損なわないように行使されるべきである。当局は、危機時に伝播のリスクを低減するような方法で、そのような移転を行えるような標準的契約条項の策定を行うよう ISDA のような業界団体に働きかけるべきである。

勧告 10（出口戦略と市場規律）

市場規律を回復し、金融市場の効率的な運用を促すため、各国当局は、公的介入の出口のための明確な選択肢又は原則を検討し、計画に取り入れるべきである。